

令和8年4月2日

神奈川県（横須賀市を除く）所在の
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設

御中

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和8年4月以降に福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得しようとする場合には、下記のとおり、処遇改善計画書の提出をお願いします。

記

1 対象事業所

横須賀市を除く神奈川県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等で、令和8年度に処遇改善加算を算定しようとする事業所

2 申請受付期間

- （1）令和8年4月、5月から処遇改善加算を算定する場合
令和8年4月3日（金）10：00～令和8年4月15日（水）23：59 まで
- （2）令和8年6月以降に新規に処遇改善加算を算定する場合
初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日23：59 まで

3 提出方法

以下のweb申請フォームより処遇改善計画書の提出をお願いします。

【入力開始日時】令和8年4月3日（金）10：00～

【web申請フォームURL】 <https://shougai.kanafuku-sinsei.jp//>

4 その他

処遇改善計画書を作成する際には、必ず以下の資料をお読みください。

- ・令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書申請マニュアル

※障害福祉情報サービスかながわ(以下URL)に掲載しています。

URL：<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=70>

5 留意事項

- (1) 横須賀市に所在する事業所は、横須賀市への提出となります。提出方法や締切については横須賀市までご確認ください。
- (2) 処遇改善加算を算定する場合（加算区分の変更または新規に取得する場合）は、処遇改善計画書とは別に、各指定権者へ「体制届」の提出が必要となります。提出方法等については各指定権者からの案内をご確認ください。
- (3) 県所管域の計画相談支援、障害児相談支援の処遇改善計画書は、指定権者である各市町村へ直接提出してください。こちらでは対応できません。

6 問合せ

事業所所在地	問合せ先
神奈川県所管域 横浜市（児・者） 川崎市 相模原市	<処遇改善計画書の提出に関すること> 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 処遇改善加算等事務局 電話： 045-681-8434 Eメール： shogu@kanafuku.jp 【受付時間】 平日 9：15～16：45 ※問合せ内容は、原則、令和8年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出に関するものとさせていただきます。
神奈川県全域	<本制度全般に関すること> 厚生労働省 処遇改善加算 相談窓口 電話：050-3733-0230 【受付時間】 9：00～18：00（土日含む）